

※※ 第	号	※市区町村 受付年月日	平成	年	月	日
<u>児童扶養手当額改定届</u>						
フリガナ 氏名			証書番号	第 号		
住所	〒  ☎					
対象児童でなくなった 児童の氏名・生年月日		対象児童でなくなった理由			理由の発生した 年 月 日	
氏名		イ ロ ハ ニ ホ ヘ ト チ			平成	
生年月日	昭和・平成 年 月 日	リ ( ) ヌ ( ) ル ( ) ヲ ( )			年 月 日	
氏名		イ ロ ハ ニ ホ ヘ ト チ			平成	
生年月日	昭和・平成 年 月 日	リ ( ) ヌ ( ) ル ( ) ヲ ( )			年 月 日	
公簿等の確認	1 戸籍 2 住民基本台帳 3 その他 ( )		確認者職氏名   Ⓜ			
上記のとおり、児童扶養手当の額の改定について届け出ます。 平成 年 月 日  氏名..... 江別市長						
備考						
※※ 証書作成年月日	平成 年 月 日		※※改定通知 年月日・番号	平成 年 月 日		

○ 裏面の注意をよく読んでから記入してください。※、※※の欄には記入する必要がありません。

○ 字は楷書ではっきりと書いてください。記名押印に代えて署名することができます。

注 意

1 「対象児童でなくなった理由」の欄は、次のイからヲの該当するものを○で囲んでください。

なお、リ又はルを○で囲んだ場合は、その公的年金の種類を、リに掲げるところにより、(イ) から (ツ) までの文字でかっこ内に記入してください。

また、ヌを○で囲んだ場合は、その遺族補償の種類を、ヌに掲げるところにより、(1) から (8) までの数字でかっこ内に記入してください。

イ 手当の支給を受けている人が児童の父又は母であって、その父又は母に監護されなくなった。

ロ 手当の支給を受けている人が児童の父又は母以外の人であって、その人に養育（同居、監護、生計維持）されなくなった。

ハ 死亡した。

ニ 日本国内に住所がなくなった。

ホ 児童が18歳に達した日の属する年度が終了した。

ヘ 18歳に達した日の属する年度が終了した児童であって児童扶養手当法施行令（以下「令」といいます。）別表第1に定める程度の障害の状態にあったものが20歳に達したか、又は同表に定める程度の障害の状態でなくなった。

ト 父（母が児童を懐胎した当時婚姻の届出をしていないが、その母と事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含みます。以下同様です。）又は母と生計を同じくするようになった。

チ 父又は母が婚姻（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含みます。以下同様です。）したりして、父又は母の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含みます。）に養育されるようになった。

リ 父又は母の死亡によって支給される次の(イ)から(ツ)までのどれかに該当する公的年金を受けることができるようになった。

(イ) 国民年金

(ロ) 厚生年金保険の年金

(ハ) 船員保険の年金

(ニ) 恩給

(ホ) 国家公務員共済組合の年金

(ヘ) 条例による地方公務員の年金

(ト) 地方公務員共済組合、地方議会議員共済金、地方団体関係団体職員共済組合、又は、旧市町村職員共済組合の年金

(チ) 日本私立学校振興・共済事業団の年金

(リ) 農林漁業団体職員共済組合の年金

(ヌ) 国会議員互助年金

(ル) 日本製鉄八幡共済組合の年金

(ヲ) 執行官の恩給

(ワ) 旧令による共済組合等からの年金受給者のために国家公務員共済組合連合会が支給する年金

(カ) 戦傷病者、戦没者遺族の年金又は給与金

(ヨ) 未帰還者の留守家族手当又は特別手当

(タ) 労働者災害補償保険の年金

(レ) 国家公務員災害補償制度の年金

(ソ) 公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償制度の年金

(ツ) 地方公務員災害補償制度の年金

ヌ 児童又は手当を受けている人が、児童の父又は母の死亡によって支給される次の(1)から(8)までのどれかに該当する遺族補償を受けることができるようになった。

(1) 労働基準法による遺族補償

(2) 国会議員法による災害補償

(3) 船員法による遺族手当

(4) 災害救助法による遺族扶助金

(5) 労働基準法等の施行に伴う政府職員に係る給与の応急処置に関する法律による遺族補償

(6) 警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律による遺族給付

(7) 海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律による遺族給付

(8) 証人等の被害についての給付に関する法律による遺族給付

ル 父又は母に支給されるリ(イ)から(ツ)までのどれかに該当する公的年金の額の加算の対象となった。

ヲ 次の(イ)から(チ)までのどれにも該当しなくなった。

(イ) 父母が婚姻を解消した児童

(ロ) 父又は母が死亡した児童

(ハ) 父又は母が令別表第2に定める程度の障害の状態にある児童

(ニ) 父又は母の生死が明らかでない児童

(ホ) 父又は母が引き続き1年以上遺棄している児童

(ヘ) 父又は母が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童

(ト) 母が婚姻によらないで懐胎した児童

(チ) 母が婚姻によって懐胎したかどうか明らかでない児童

2 児童扶養手当法（以下「法」といいます。）第9条の児童（父と母が、死亡したこと、生死不明であること、法令により引き続き1年以上拘禁されていること又は明らかでないことのいずれかに該当する児童をいいます。以下同様です。）が対象児童でなくなり、他の対象児童の中に法第9条の児童がいない場合には、併せて児童扶養手当支給停止関係届が必要となる場合がありますので、詳しくは、市役所、区役所又は町村役場の人によく聞いてください。

3 すべての対象児童が1のイからヲまでのどれかに該当するようになったときは、手当を受ける資格がなくなりますので、児童扶養手当資格喪失届を出してください。